

加賀市医療提供体制推進委員会 看護師養成部会設置要綱

平成24年3月1日

（設置）

第1条 加賀市における看護師養成及び確保のため、加賀市医療提供体制推進委員会（以下「委員会」という。）に、看護師養成部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 部会は、加賀市医療提供体制基本構想に基づき、加賀市における看護師の養成及び確保の方策について検討し、委員会に報告する。看護師養成所の統合新病院への併設については統合新病院建設部会にも報告する。

（組織）

第3条 部会は、委員10人以内をもって組織する。

2 部会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の部会は、市長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし委員が会議に参加できなくとも、議事について文書による意見提出を行った場合は出席とみなす。
- 4 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、緊急やむを得ない事情により会議を開催できないときは、会議を開くことなく個別に委員の承認を得る方法により、議事を決することができる。

(意見の聴取等)

第7条 部会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、医療提供体制推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。